

公的研究費のコンプライアンス教育等実施方策

1 公的研究費コンプライアンス教育の実施方策

(1) コンプライアンス教育の対象者

- ・公的研究費に係る業務に従事する会員及び職員(非常勤雇用者を含む)

(2) 実施体制

- ・コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、(1)の対象者に対してコンプライアンス教育を実施する。

(3) 実施方法

- ・当医会の不正防止に関する方針及びルール等に関する説明会を実施する。
- ・文部科学省が公開している「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ(動画・冊子)を活用して実施する。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm

- ・独立行政法人日本学術振興会がサービス提供する「研究倫理eラーニングコース」を活用して実施する。

(4) 理解度の把握方法

- ・対象者の受講を確認する。
- ・コンプライアンス推進責任者は、報告書(別紙1)を統括管理責任者に提出する。

(5) 未受講者に対する方策

- ・未受講者に対し、コンプライアンス推進責任者の責任において説明会資料の受領及び教育用コンテンツ、eラーニングコースの視聴に係る督促を行う。

2 誓約書の提出

(1) 対象者

- ・公的研究費に係る業務に従事する会員及び職員(非常勤雇用者を含む)

(2) 誓約言の提出

- ・コンプライアンス教育受講者は、誓約書(別紙2)をコンプライアンス推進責任者に提出する。
- ・誓約書、コンプライアンス教育の実施に併せて提出する。

(別紙1)

平成 年 月 日

統括管理責任者 殿

公益社団法人日本産婦人科医会
コンプライアンス推進責任者

○ ○ ○ ○ 印

コンプライアンス教育実施報告書

公益社団法人日本産婦人科医会においては、公的研究費の管理・運営に関わる対象者に対し、コンプライアンス教育を実施しましたので報告します。

(教育受講者名)

(別紙2)

平成 年 月 日

コンプライアンス推進責任者 殿

誓 約 書

私は、自身が関与する公的研究費による研究課題の推進に当たり、文部科学省の公開しているコンプライアンス教育を受講し、又は関連する資料を受領し、内容を理解した上で以下の事項を確認しました。

- 1 公益社団法人日本産婦人科医会の定める関連規程等や公的研究費の配分機関の定めるルールを遵守すること。
- 2 公的研究費の不正使用や研究上の不正行為を行わないこと。
- 3 関連規程等に違反して不正使用や不正行為を行った場合は、公益社団法人日本産婦人科医会や公的研究費の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

平成 年 月 日

所属

氏名